

備北保健所管内保健・衛生関係功労表彰種別一覧表

事業功労別	対 象 者	表 彰 基 準
1 公衆衛生 事業功労	個人 団体（市町村、 地区組織、 関係団体等）	本県の公衆衛生事業に8年以上従事し、その功績が顕著である個人若しくは団体で、個人にあつては年齢45歳以上の現職にある者。 ただし、地方公共団体に在職する個人については、保健所、研究機関又は市町村に在職する者に限る。
2 へき地医 療事業功労	個人（医師、 歯科医師）	現にへき地の診療所等に勤務する個人又は開業医として8年以上その業務に従事し、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった年齢45歳以上の者。 現にへき地医療に従事しており、へき地の住民に対し、8年以上医療に接する機会を与え、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった個人で、年齢45歳以上の者。
	個人（保健師、 助産師、看護 師、准看護師）	現にへき地の診療所等において15年以上へき地医療事業に従事し、へき地医療の向上に功績があり他の模範となる個人で、年齢45歳以上の者。
3 地域医療 事業功労	個人（医師、 歯科医師）	現に病院、診療所等に勤務する個人又は開業医として15年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり他の模範となる個人で、年齢45歳以上の者。
	個人（医療関 係従事者、但 し医師、歯科 医師を除く）	現に病院、診療所、薬局及び看護師養成所等において15年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり他の模範となる個人で、年齢45歳以上の者。
	個人（あん摩 マッサージ指 圧師、はり師、 きゅう師、柔 道整復師）	現にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師として15年以上地域医療に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績がある個人で、年齢45歳以上の者。
4 救急医療 事業功労	個人（医師、 歯科医師）	現に救急医療に従事しており、救急医療体制の整備に貢献する等、救急医療に関する功績が顕著な個人で、年齢45歳以上の者。
	団体	現に救急医療に従事しており、救急医療への貢献又は普及啓発等による救急医療に関する功績が顕著な団体。
5 母子愛育 事業功労	個人 （愛育委員、 助産師等） 団体 （愛育委員会）	次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体。 2 業務に従事した期間が8年以上であること。 3 個人にあつては年齢45歳以上で、現職にある者。
6 栄養改善 事業功労	個人 （栄養委員） 団体 （栄養改善 協議会）	栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に8年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で、年齢45歳以上の現職にある者。 又は地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績に係る従事年数が8年以上であるもの。

事業功労別	対 象 者	表 彰 基 準
	個人（栄養士）	次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有する者であって、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 栄養改善関係団体の役職従事年数が8年以上であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。 (3) 現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。
7 栄養指導業務功労	個人（栄養士）	現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあつて実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が15年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。 3 現職にある者。
8 栄養士養成功労	個人（栄養士養成従事者）	現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者（法人にあつてはその代表者）、施設長又は教職員であつて栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が8年以上（教職員にあつては10年以上）であること。 2 年齢が45歳以上であること。 3 現職にある者。
9 優良特定給食施設	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（国・県立の特定給食施設を除く）であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。 1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設であつて、栄養改善の効果が顕著であること。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされていること。 3 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果の成績がよく、かつ、過去に行政処分を受けたことがないこと。
10 がん征圧事業功労	個人	次の各号の一に該当するもの。 1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められる者。 3 1及び2の業務に従事した期間は、8年以上で年齢は45歳以上であること。
	団体	次の各号の一に該当するもの 1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を4年以上実施し、著しい功績のあった団体。 2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績のあった団体。

事業功労別	対 象 者	表 彰 基 準
11 精神保健福祉事業功労	個人	次の各号のいずれにも該当する者 1 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2 精神保健福祉事業に8年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3 年齢が45歳以上であること。
	団体	次の各号のいずれにも該当する者 1 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2 精神保健福祉事業を8年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。
12 生活衛生関係功労	個人	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業（食品衛生功労を除く）に関し組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者で、次の各号いずれにも該当する者。 1 功績に係る事業従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。
13 理容師、美容師養成功労	個人	現に理容師又は美容師養成施設の経営者又は教員であって、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績のあった者で、次の各号いずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。
14 建築物環境衛生功労	個人	建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績のあった者で、次の各号いずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。
15 調理師関係功労	個人	1 調理師組織功労 調理師の資質向上、組織活動を通じ、調理師制度の発展向上のため 特に顕著な功績があった個人で、次の各号いずれにも該当する者。 (1) 功績に係る従事年数が8年以上であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。 2 調理師養成功労 現に調理師養成施設の設立者、施設の長又は教職員であって調理師養成のため特に顕著な功績のあった個人で、次の各号いずれにも該当する者。 (1) 功績に係る従事年数が8年以上（教職員にあつては10年以上）であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。 3 調理業務功労 現に調理師免許を有する者であって、常に第1線で実際の調理業務に従事し、かつ指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績のあった個人で、次の各号いずれにも該当する者。 (1) 功績に係る従事年数が15年以上であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。
16 食品衛生功労	個人	食品衛生の普及向上若しくは、食品衛生に関する発明、発見又は食品衛生行政に対する協力、業界の育成指導等に顕著な功績のあった者で、次の各号いずれにも該当する者。 1 食品関係の営業歴が8年以上であること又は食品関係団体における業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が10年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。

事業功労別	対 象 者	表 彰 基 準
17 食品衛生 優良施設	個人（施設）	施設が特に優秀であり他の模範とすべきもので、次の各号いずれにも該当するもの。 1 営業年数が8年以上であること。 2 対象となる施設が、建築後営業を開始してから満2年以上経過しているもの。
18 水道関係 功労	個人 団体	水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明、発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績があった個人若しくは団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事務に従事し、顕著な功績があった個人で、次の各号いずれにも該当する者。 1 水道関係事業従事年数が8年以上であること。 2 個人にあっては、年齢が45歳以上であること。
19 麻薬覚せい 剤事業功 労	個人 団体	次の各号の一に該当する個人又は団体。 1 麻薬・覚せい剤乱用防止及び麻薬行政の推進に関する業務に8年以上携わり、顕著な功績のあったもの。ただし個人の場合は、年齢45歳以上の者。 2 その他麻薬・覚せい剤乱用防止及び麻薬行政に関し特に顕著な功績があったもの。
20 献血運動 推進協力	個人 団体	次の各号の一に該当する個人又は団体。 1 組織的に献血に協力し、その実績（年2回以上献血に協力していること等）が特に優秀で、他の模範となる団体。ただし構成員が概ね50名以上であること。 2 献血の受入施設等の整備に積極的に協力し、献血推進に寄与するところが大きく、他の模範となるもの。 3 献血思想の普及のため広報活動等を積極的に行い、献血運動の推進に寄与するところが大きく、他の模範となるもの。 4 献血事業に4年以上従事し、年齢45歳以上の者。 5 個人として献血に積極的に協力し、かつ献血回数が150回以上の者。
21 薬事功労	個人 団体	次の各号の一に該当する個人若しくは団体。 1 優秀な医薬品等の発明、発見又は国産化に功労のあったもの。 2 薬事衛生の普及又は向上に特に貢献したもの。 3 薬事行政に協力し、特に功績のあったもの。 4 薬事関係業界の指導育成に特に功労のあったもの。 5 上記2. 3. 4に該当する個人にあっては、功績に係る従事年数が8年以上で、かつ年齢45歳以上の者。

参 考

表彰基準適用の考え方 : 以下、施設指導課・保健福祉課・備前保健所の選定方針

1 「へき地医療事業功労」の「へき地医療」とは

管内のへき地診療所現況調査（保健課所管）表に掲載の医療機関で基準期間年に従事していること。
ただし、少量の期間不足時は他管内のへき地医療機関従事年について個別審査時加味し、更に不足の時は
県外従事期間について選考委員会でさらなる個別審査とする。
（県庁は、過疎地域内をへき地と認定している。）

2 「地域医療事業功労」の「医療業務」とは

介護老人保健施設（例：ゆうゆう村等）は福祉施設として取り扱うべきで医療機関として認知していない
が、少量の期間基準不足時等は個別に考慮することもある。
福祉施設は基準の文言内「等」には該当しない。「等」は柔道整復等を示していると考えべきである。
介護老人保健施設に係る従業員の表彰は、保健福祉功労（知事・部長表彰）の内、社会福祉事業功労での
対応が原則と考えている。

3 「地域医療事業功労」の「地域医療事業に従事」とは

勤務施設内のみでなく、施設外での活動や各種関係団体の役員等での活動を求められており、単に永年勤
続表彰などと考えないこと。

4 「その他」基準の適用は

表彰要綱 5 の選考委員会においてその時々で決定する。
ただし、県部長表彰等の上部機関表彰に関係してくるので適用は慎重を期すこと。

（平成21年9月4日 追記）